

千葉市公告第179号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可申請書が提出されたので、同条第15項の規定による公開による意見の聴取を次のとおり開催いたします。

この許可に利害関係を有する者で意見のある場合は、当日出席して意見を述べるか、もしくは書面にて意見を提出してください。

令和3年3月12日

千葉市長職務代理者  
千葉市副市長 鈴木 達也

1 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 日 時 令和3年3月26日（金）午前10時00分  
(2) 場 所 千葉市若葉区桜木3丁目17番29号  
桜木公民館 2階 講堂

2 許可申請に係る建築物の建築の計画

- (1) 申請者 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市長職務代理者  
千葉市副市長 鈴木 達也
- (2) 敷地地名地番 千葉市若葉区桜木2丁目86-1、154-1、  
154-7、154-14の各一部、81-1、  
267-7、267-15、8丁目141、  
151-2、146-3の各一部、146-2、  
149-5、149-6
- (3) 主要用途 展示場、博物館、公衆便所、集会場、収蔵庫、物置、  
機械室（申請部分：公園管理事務所、公園休憩所、  
公衆便所）
- (4) 工事種別 増築
- (5) 建築物の構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、  
木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、

軽量鉄骨造（申請部分：木造）

(6) 階 数 地上2階（申請部分：地上1階）

(7) 建築物の高さ 9.46m（申請部分：5.59m）

(8) 敷地面積 138,201.53㎡

(9) 延べ面積 2,107.15㎡（申請部分：227.40㎡）

### 3 書面にて意見を提出する場合の提出期限及び送付先

(1) 提出期限 令和3年3月23日（火）必着

(2) 提出方法 「建築基準法にもとづく許可申請に対する意見」と書き、住所、氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付してください。

郵 送：〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階

千葉市役所建築指導課企画管理班

F A X：043-245-5888

電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp

### 4 備考

新型コロナウイルス感染症の影響で公聴会が延期となる場合があります。